

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇条

目次

- 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例
- 鳥取県生乳取引調停審議会設置条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 病院における給食並びに自炊に関する取締条例等を廃止する条例

条 例

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「訓練校の訓練職種」を「訓練課程の訓練科」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（受講料の徴収）

第四条 監督者訓練課程の向上訓練については、受講料を徴収する。

2 前項の受講料の額は、一訓練科につき千円とする。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十六条の二第二項」を「第二十六条第二項」に、「かかる」を「係る」に、「調査審議する」を「調査審議させる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一部が」を「一部につき、」に、「農地以外に転用される場合に当該転用に係る土地の面積に応じた額（農地が農地以外に転用されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）」を「農地以外への転用が行なわれる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行なわれる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休

化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。
題名、第二条及び第七条中「米子都市計画事業」を「米子境港都市計画事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県延滞金徴収条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百円」を「千円」に、「十円」を「百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納入通知書に指定した期日の翌日がある分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入に係る延滞金については、なお従前の例による。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県営鳥取弓道場

鳥取市

を削り、

鳥取

鳥取県大山ジャンプ台

大山町

を

鳥取県営大山ジャンプ台

大山町

鳥取市

に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(鳥取県営武道館における使用料)

第四条 鳥取県営武道館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 教育委員会は、特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

一 施設使用料

区 分	金 額	
	貸切りの場合	貸切りでない場合
道場	柔剣道場 一時間につき 五〇〇円	幼児、児童又は 中学校の生徒 高等学校の生徒 学生又は一般人 一人一日につき 三〇円 一人一日につき 四〇円 一人一日につき 五〇円
補助道場	一時間につき 一〇〇円	一人一月につき 三〇〇円 一人一月につき 四〇〇円 一人一月につき 五〇〇円
会議室	一時間につき 一〇〇円	

備考

- 1 桑剣道場の半面を貸切りで使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の二分の一に相当する額とする。
 - 2 暖房器具を使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に当該額の二分の一に相当する額を加算した額とする。
- 二 武道教室参加料

区 分	金 額
幼児、児童又は中学校の生徒	一人一課程につき 四〇〇円
高等学校の生徒	一人一課程につき 五〇〇円
学生又は一般人	一人一課程につき 六〇〇円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「二一人」を「二一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

病院における給食並びに自炊に関する取締条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

病院における給食並びに自炊に関する取締条例等を廃止する条例

次の各号に掲げる条例は、廃止する。

一 病院における給食並びに自炊に関する取締条例（昭和二十四年六月

鳥取県条例第三十八号）

二 議会の議決すべき事件を指定する条例（昭和二十四年八月鳥取県条

例第五十二号）

三 主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県

条例第四十四号）

四 鳥取県融資損失補償審査会条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第

六十一号）

五 鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例（昭和三十一年九月鳥取県

条例第四十六号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。